

次のような

「危険行為」で3年内に2回以上摘発されると、「自転車運転者講習」の受講が命じられます!!

危険行為を3年内に2回以上繰り返すと

自転車運転者講習

違反者の特性に応じた個別的指導
を含む3時間の講習
(講習手数料の標準額は6,000円)



命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に
受講しないと5万円以下の罰金!! 法第120条第1項第17号



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる「危険行為」

1 信号無視

法第7条違反

※赤信号や黄信号で進行することだけではなく、停止位置を守らないなど、信号の意味そのものに従わないことがこの違反になります。

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)



2 通行禁止道路(場所)の通行

法第8条第1項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で通行を禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)



3 歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

道路標識等によって自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意せず、また徐行しない行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)



車道の右側通行等

法第17条第4項違反

※歩道と車道の区別がある道路では車道の右側を通行する行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金



4 歩道通行

法第17条第1項違反

歩道と車道の区別がある道路で、歩道を通行する行為



3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

安全地帯等の通行

法第17条第6項違反

安全地帯や
車両の通行すべきではないことが表示されているその他の道路の部分を通行する行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

5 路側帯での歩行者妨害

法第17条の2第2項違反

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

2万円以下の罰金または科料



6 遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

遮断機が閉じていて
たり、あるいは閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)



優先道路等への進入時の徐行違反

法第36条第3項違反

信号がない交差点で、交差道路が優先道路だったり明らかに交差道路の幅員の方が広い場合、その交差点に入ろうとするときに徐行しない行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

広い道路の車の進行妨害

法第36条第2項違反

信号がない交差点で、交差道路の幅員が明らかに広いときに、その交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

7 左方の車の進行妨害

法第36条第1項違反

信号がない交差点で、左から来る車両等の進行を妨害する行為



5万円以下の罰金

優先道路の車の進行妨害

法第36条第2項違反

信号がない交差点で、交差道路が優先道路である場合に、優先道路を通行する車両等の進行を妨害する行為

3ヶ月以下の懲役または
5万円以下の罰金